

平成28年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業  
(よろず支援拠点) 公募要領

本公募は、政府が平成27年12月24日に閣議決定した平成28年度当初予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となります。

平成28年2月  
北海道経済産業局

## 平成28年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）公募要領

北海道経済産業局では、平成28年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の実施機関を、以下の要領で募集します。

### **I. 事業の目的**

地域の支援機関（※）と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点（以下「拠点」という。）」を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。

その際、国及び地方自治体の地域活性化を含む、各種支援施策についても通曉し、総合的な活用を図ります。

また、本事業を通じて、地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ります。

（※）「支援機関」とは認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）、商工会議所・商工会、税理士、金融機関、地域プラットフォーム（以下「地域PF」という。）等を指す。

### **II. 事業の内容**

#### 1. 事業実施地域及び支援対象者

事業実施地域は、原則として、本事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）が所在する都道府県内とします。また、支援対象者は、原則として、実施機関が所在する都道府県において事業を行う中小企業・小規模事業者等とします。

#### 2. 業務の内容、実施方法

実施機関は、小規模事業者対策の重要性等も踏まえながら、本事業の趣旨に即した取組や体制構築に努めつつ、下記（1）～（6）の業務を行うこととします。

その際に、中小企業・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験等を有し、拠点運営の中心的役割を担う「チーフコーディネーター」及びチーフコーディネーターの業務を補佐する「コーディネーター」を配置し、チーフコーディネーター及びコーディネーター（以下「チーフコーディネーター等」という。）と相互に協力・連携しながら業務を行うこととします。なお、業務の実施にあたっては、チーフコーディネーター等の自主性発揮による専門的知見や能力等が最大限活かされるよう、環境を整備するとともに、実施機関（役員クラスを含む）とチーフコーディネーター等との対話の機会を定期的に設け、情報や問題認識の共有に真摯に取り組むことで関係の深化を図ることとします。

また、必要に応じ、よろず支援拠点全国本部（※）（以下「全国本部」という。）の支援メニューや、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業における1企業3回までの専門家派遣を活用しながら

ら業務を行います。

(※) 拠点の能力向上、活動支援、評価、連携強化等を図り、効果的に事業を実施するために設置する  
よろず支援拠点の全国組織。

#### (1) 経営革新支援

他の支援機関では十分に解決できない売上拡大等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

(具体的支援のイメージ例)

- ①相談事業者の強みを分析し、新商品のアイデアやパッケージの新デザインの提案など新たな顧客獲得等に係るアドバイスをを行う。
- ②極力お金をかけないPR方法の提案や販路拡大支援等を行う。

#### (2) 経営改善支援

他の支援機関では十分に解決できない資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

(具体的支援のイメージ例)

- ①経営改善計画の策定の際のアドバイス。
- ②複雑な再生・経営改善案件に対する複数の専門家で編成した支援チームによる支援。

#### (3) ワンストップサービス

相談内容に応じて、適切な支援機関・専門家等につながります。また、国や自治体の支援策を熟知した上で、活用を促すとともに支援施策の担当者につながります。

さらに、つないだ支援機関・専門家・支援施策の担当者等を通じてフォローアップを実施します。

#### (4) 支援機関等連携強化等

支援機関、自治体、他のよろず支援拠点、大学、企業、公設試験研究機関等との定期的な会議やセミナーの開催等を通じて連携を強化するとともに、支援機関の特徴等の把握を行います。この取組の一環として、「地域支援機関連携フォーラム(仮称)」(※)を年1回以上開催します。これらを通じて相互の案件紹介や出張相談会の開催やサテライト拠点の開設等を行うとともに、支援機関等間の連携も促進します。

また、認定支援機関及び地域PFに対して、全国本部が構築するこれらの情報が整理された認定経営革新等支援機関活動状況検索システムへの入力を促し、本システムを充実させることでも連携促進を図ります。

(※) 地域内の支援機関や金融機関、自治体等が参加する会合を実施機関及び拠点が開催(他機関が主

催する同様の会合を活用する場合を含む。)し、各機関の活動計画や優良な取組事例の紹介等を行う。

#### (5) 拠点の広報等

本事業の役割や取組状況、実績について、メディアへの積極的な情報提供やSNS等を使った情報発信等を通じて露出度を高めることで、中小企業・小規模事業者及び支援機関等に対する広報を行います。

また、全国本部が作成する事例集等を活用しながら、拠点のPRや成果報告を目的としたセミナーを開催します。

#### (6) その他業務

北海道経済産業局が支援体制の強化及び中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施します。

### Ⅲ. 事業の実施体制

#### 1. 拠点の体制

実施機関は、チーフコーディネーター等を配置し、実施機関の既存人材と連携して事業を実施します。

なお、業務の円滑な遂行に支障が生じた場合又は生じる可能性がある場合には、速やかに、北海道経済産業局又は全国本部に相談することとします。

チーフコーディネーターについては、北海道経済産業局により選定・指名（必要に応じて公募による選定・採択を実施）された者（※）と事業開始後速やかに契約等を締結します。その際、チーフコーディネーターの報酬は、原則、月額50,000円（税抜き）とします。ただし、北海道経済産業局と協議の上、50,000円及び年240日を下回ることを認めることとします。なお、業務への従事が半日（4時間以上）の場合は、月額の半額とします。また、実施機関とチーフコーディネーターとの契約期間は、実施機関と北海道経済産業局が委託契約を締結した日以降から、原則、平成29年3月31日までとします。ただし、事業を円滑に実施するため必要があると認める場合は、北海道経済産業局と協議の上、当該契約期間を下回ることを認めることとします。また、チーフコーディネーターが、次の事由のいずれかに該当すると認める場合には、関係法令を遵守の上、当該契約等を解除することができます。

- 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- 二 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- 三 国、実施機関、全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
- 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- 六 心身に著しい障害があるため、チーフコーディネーターとしての業務に耐えられないと認められ

る場合

#### 七 その他、本事業のチーフコーディネーターとして不適格と認める場合

実施機関は、当該契約等の期間満了に伴い新たに当該契約等を締結しない場合又は当該契約期間中に当該契約等を解除する場合には、チーフコーディネーターとの調整を済ませた上で、北海道経済産業局に報告するものとし、北海道経済産業局は、指名をするか否か又は指名の撤回について判断し、新たに指名をしない又は指名を撤回する場合にあっては、原則、公募により新たにチーフコーディネーターを選定の上で採択し、実施機関は当該チーフコーディネーターと契約等を締結することとします。

(※) 北海道経済産業局による指名又は採択の有効期間は平成29年3月31日（実施機関がチーフコーディネーターと締結する契約期間が同日以前である場合にあっては、当該契約期間の末日）までとします。

コーディネーターについては、実施機関とチーフコーディネーターが調整し、北海道経済産業局と協議の上選定された者と、事業開始後速やかに契約等を締結します。その際、コーディネーターの報酬は、原則、月額25,000円（税抜き）とします。また、原則として年間を通じて本事業に従事できることを要件とします。ただし、予算の範囲内において、多様なコーディネーターによる適切な支援体制を構築するために必要な場合には、北海道経済産業局と協議の上で、報酬、勤務日数（上限年240日）・従事期間・人数について柔軟に対応することを認めます。なお、業務への従事が半日（4時間以上）の場合は、月額の半額とします。また、実施機関とコーディネーターとの契約期間は、実施機関と北海道経済産業局が委託契約を締結した日以降から、平成29年3月31日までとします。ただし、事業を円滑に実施するため必要があると認める場合は、北海道経済産業局と協議の上、当該契約期間を下回ることを認めることとします。

拠点の窓口は、原則として各都道府県に1箇所とします。ただし、中小企業・小規模事業者支援を効果的に実施するために北海道経済産業局が必要と認める場合には、実施機関は予算の範囲内でサテライト拠点による複数の窓口を設置することができます。

## 2. 予算規模

10,200万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、北海道経済産業局と調整した上で決定することとします。

## 3. 事業目標・事業計画の設定

拠点は全国本部の指示を踏まえながら、全国本部が評価等のために活用する事業目標・事業計画について、実施機関とチーフコーディネーターの協議後、北海道経済産業局の了承を得たうえで、速やかに設定することとします。

## 4. 業務内容の報告・支援事例の提出等

拠点は、相談対応状況、支援実績、フォローアップ状況等について、全国的な集計・分析、ノウハウ

の共有、評価等のために、全国本部が構築する支援実績管理システム（※）を用いて、必ず全国本部に対して毎月支援実績等を報告することとします。

併せて、原則として、本システムを用いて相談カルテを管理することとします。

また、支援を行った案件（ワンストップでつないだ認定支援機関や地域PFによる支援案件を含む）のうち、先進的な支援ノウハウとして支援機関や他の拠点等に移転できると考えられる支援事例等を定期的に全国本部に報告していただきます。なお、報告の内容、様式、時期等の詳細は、全国本部の指示に従うものとします。

（※）拠点内での情報共有等を円滑化し、支援活動をより効率的に行えるようにするとともに、支援実績の迅速かつ正確な集計を可能とすることを目的としたクラウド上のシステム。

## 5. 評価

拠点の評価については、全国本部が外部の有識者等で構成される評価委員会を設置し、北海道経済産業局と連携し、相談実績等も参考にしつつ、取組内容や実施機関との連携状況、事業目標・事業計画の達成度や満足度調査（※）の結果等を総合的に勘案して行うこととします。

（※）全国本部が実施する満足度調査については、原則、拠点から支援を受けた全ての中小企業・小規模事業者等を対象とします（全国本部がやむを得ないと認めた場合を除く）。そのため、支援を行った中小企業・小規模事業者等に対して全国本部から調査票が送付できるように、個人情報等の取扱い等に関して支障が生じないように対処するとともに、全国本部に対しては、拠点から支援を受けた全ての中小企業・小規模事業者等の情報を提供することとします。

## IV. 応募資格及び応募に当たっての注意事項

### 1. 応募資格

実施機関は次に掲げる要件を満たす機関とします。

- ①法人格を有すること。
- ②原則として、週5日以上、本事業を実施できること。
- ③北海道経済産業局、全国本部の指示に速やかに従うことができること。
- ④特定の地域・業種に属する中小企業・小規模事業者だけを支援対象としないこと。
- ⑤中小企業・小規模事業者支援の実績を有すること。
- ⑥いずれのチーフコーディネーターが本事業を実施する場合でも、北海道経済産業局が選定・指名（必要に応じて公募による選定・採択を実施）したチーフコーディネーターと密接に連携し、事業開始後速やかに事業に従事できること。
- ⑦チーフコーディネーター等の自主性発揮による専門的知見や能力等が最大限活かされるよう、実施機関の規程等を踏まえつつ、環境を整備すること。
- ⑧別紙1のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。

- ⑨北海道経済産業局に設置される審査委員会でのヒアリングに参加することが可能であること（ヒアリングを実施する場合）。
- ⑩本事業に関する委託契約を北海道経済産業局との間で直接締結ができる機関であること。
- ⑪北海道経済産業局が提示した委託契約書に合意すること。
- ⑫公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。
- ⑬予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑭経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## 2. 応募に当たっての注意事項

- ①本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ②実施機関は、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ③実施機関が次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択の取り消し、または契約の解除ができるものとし、その場合には、機関名、理由等を公表する場合があります。
  - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - 二 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - 三 国、全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
  - 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
  - 六 その他、本事業の委託先として不適格と認める場合

## V. 実施機関の選定

### 1. 選定方法

北海道経済産業局において、審査委員会を設置し、V. 2. の審査基準に基づき、評価した上で決定します。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

### 2. 審査基準

- ①上記IV. 1. の応募資格の要件を満たしているか。
- ②本事業に係る経理・事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ③本事業を適確に遂行するに足る組織、能力等を有しているか。
- ④実施機関内での事業実施体制・役割分担は適切となっているか。
- ⑤適切な事業目標を定めているか。（来訪相談者数及び新たな相談事業者の発掘に向けた取組などの

具体的な活動の提案が行われているか。)

- ⑥実施地域の経済・産業事情や中小企業・小規模事業者の課題、実施地域の支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握し、強化すべき機能とそれを実現する提案が行われているか。
- ⑦中小企業・小規模事業者の経営課題の抽出や課題克服策など経営支援に関する優れた知識・経験・実績を有しているか。
- ⑧中小企業・小規模事業者の支援を行うにあたり、具体的支援を実施する優れた経験・実績を有しているか。(拠点に求めているⅡ. 2. (1)～(6)それぞれについて、特色を発揮すべく力点を置くポイント、特に重点的に支援対象とする業種や分野などについて、具体的に実施する事業の内容が提案されているか)
- ⑨中小企業・小規模事業者の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験・実績を有しているか。
- ⑩実施地域内外の支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワークを有しているか。(支援機関との連携・補完関係の構築について具体的な提案が行われているかどうかを含む。)
- ⑪幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有しているか。
- ⑫実施地域内外の支援機関の特徴、幅広い専門家、国や自治体の施策に関する優れた知見を有しているか。
- ⑬本事業を円滑に遂行するために必要な実績・経験等を有しているか。  
(過去に同様の事業を実施し、成果をあげているか)

### 3. 採択件数

各都道府県につき、1機関とします。

## **VI. 契約**

### 1. 委託契約の締結

採択された機関と北海道経済産業局との間で委託契約を締結することとなります。採択決定後、契約条件の協議が整い次第(チーフコーディネーターの選定・指名を含む)、速やかに委託契約を締結する予定です。

ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合があります。

なお、再委託を行うことはできません。

### 2. 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、平成2



9年3月31日とします。

### 3. 事業報告書の納品

本事業の終了となる、平成29年3月31日までに事業実施報告書を作成し、その内容を格納したCD-ROM等の電子媒体1部を北海道経済産業局に納品していただきます。

### 4. 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出することとします。北海道経済産業局はこれを受けて検査を行い、内容に問題がなければ費用の支払いを行います。支払いは原則として精算払いとします。実施機関の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第概算払いが行える可能性があります。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行いません。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請してください。

### 5. 報告

事業の進捗状況等について、北海道経済産業局の指示または全国本部の依頼に基づき、報告していただきます。

## **VII. 応募要領**

### 1. 公募期間等スケジュール

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ①公募開始      | 平成28年2月26日（金）         |
| ②公募説明会     | 平成28年3月 1日（火）         |
| ③公募締切      | 平成28年3月16日（水）（12時必着）  |
| ④審査結果の連絡   | 平成28年3月下旬             |
| ⑤契約、事業開始予定 | 平成28年4月1日（金）（予算成立が前提） |

### 2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに北海道経済産業局（「X. 問い合わせ先」参照）へ郵送又は持参してください。併せて、下記①、②の書類を保存した電子媒体（CD-ROM1枚）を提出してください。

また、宛先面に「平成28年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4印刷（片面印刷、両面印刷どちらでも可）で、複数枚にわたる様式ではページを入れてください（ホッチキス留

めはしないでください)。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

(提出書類と提出部数)

- ①事業申請書(様式1～4)・・・正本1部+写し3部
- ②暴力団排除に関する誓約書(様式5)・・・1部
- ③定款(寄付行為)・・・4部
- ④過去2年間の貸借対照表、損益計算書(収支決算書)・・・各4部
- ⑤パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・4部
- ⑥専門家等からの推薦書(様式6)・・・1部

※専門家等とは、平成26年度以降のよろず支援拠点事業のコーディネーターをはじめとする、応募機関と密接な関係を有する地域の中小・小規模事業者への支援に実績・経験を有する者を指します。なお、同推薦書の提出は任意ですが、審査の参考のため可能な限りご提出ください。

### 3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択についての問い合わせについては、一切対応しません。

## **Ⅷ. その他**

提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。

また、事業申請書等の作成費は経費に含みません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給されません。

## Ⅸ. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容	
<b>I. 人件費</b>		
(1) 人件費 ①チーフコーディネーター人件費 ②コーディネーター人件費 ③実施機関職員人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費	
(2) 謝金 ①チーフコーディネーター謝金 ②コーディネーター謝金	事業に従事する者の作業時間に対する人件費	
(3) 通勤手当	事業に従事する者の通勤に要する経費	
<b>II. 事業費</b>		
(1) 旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費	
(2) 会議等開催費	①会議費	事業を行うために必要な会議、セミナー等に要する経費(茶菓料等)
	②会場借料費	事業を行うために必要な会議、セミナー等に要する経費(会場借料、機材借料等)
	③講師等謝金	事業を行うために必要な会議、セミナー等を開催するにあたり、講師、委員を招聘するために要する経費(謝金)
	④講師等旅費	事業を行うために必要な会議、セミナー等を開催するにあたり、講師、委員を招聘するために要する経費(旅費)
(3) 広報費	事業を行うために必要な広報活動に要する経費	
(4) 事務経費	①資料作成費	事業を行うために必要な資料の作成に要する経費
	②消耗品費	事業を行うために必要な消耗品の購入に要する経費
	③通信運搬費	事業を行うために必要な通信及び運搬に要する経費
	④雑役務費	事業を行うために必要な補助員(アルバイト等)の雇い入れに要する経費
	⑤借損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	⑥事務所賃借料	事業を行うために必要な事務所の賃借に要する経費
	⑦その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
(5) 外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)	
<b>III. 一般管理費</b>	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費	

※対象となる経費の算定は、原則として、委託事業者の規程等に基づくものであり、かつ、社会的常識の範囲を超えない妥当なものであって、適正に執行されたもの（出勤簿や業務日誌等によりその事実が確認できるものや証憑書類により支出を確認できたものをいう。）を対象とします。

※チーフコーディネーター及びコーディネーターの報酬は契約形態により、費目（人件費または謝金）が変わります。

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

**X. 問い合わせ先**

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

経済産業省北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2576）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

## 情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。
- 8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

- 9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、DOS検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方（改訂第6版）」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用权を保持すること。
- 13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。